

ながさ木ウッドチェンジ事業実施要領

制定：令和 7 年 7 月 16 日 7 林 第 2 2 号

(趣 旨)

第 1 本事業は、非住宅建築物の木造・木質化のために使用される県産木材を購入する経費を支援することにより、木材利用と県産木材の利用拡大を図ることを目的とする。

(関係法規)

第 2 事業の実施に当たって、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）、ながさ木ウッドチェンジ事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及び関係法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定 義)

第 3 この要領における定義は、次のとおりとする。

- (1) 「県産木材」とは、長崎県内で生育し伐採された丸太を、県内外で加工した製材品をいい、合法性及び長崎県産木材であることが証明された木材をいう。
- (2) 「木造」とは、構造耐力上主要な部分（土台、柱、横架材、小屋組等（基礎及び基礎杭を除く。））を木造で建築することをいう。
- (3) 「木造新築」とは、木造で新たに建築又は増築するものをいい、改築等は含まない。
- (4) 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する見える部分を木材により内装することをいう。
- (5) 「管理主体」とは、木造新築又は木質化を行った後、主体的に管理を行う者で、原則、建築物の施主（建築主）をいう。

(補助対象事業及び採択基準)

第 4 補助金の交付対象となる事業の区分、内容及び採択基準は、別紙 1 に定めるとおりとする。

(対象となる施設及び採択基準)

第 5 本事業の補助金交付対象は延床面積150㎡以上の非住宅建築物で、別紙 2 に定める施設のうち、次の各号の何れにも該当するものとする。

- (1) 長崎県内に所在し、木造新築又は木質化が行われる施設
- (2) 所有者等が自ら居住することのみを目的としない施設
- (3) 商業施設や社会福祉施設など多数の者による利用が見込める施設又は事務所等の利用が限定される場合であっても、整備する施設を活用した県産木材の普及拡大に向けたPRがなされる施設（物品等の格納を用途とする等、人の出入りが少ない施設を除く）
- (4) 専ら宗教活動や政治活動の用に供されない施設
- (5) 施設を整備する者が、国又は地方公共団体でない施設

※商業施設の場合、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律

第122号)第2条に規定する風俗営業の施設を除く

※施設を整備する事業実施主体は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)の統制下にないこと。

(事業実施計画の申請)

第6 補助事業者は、事業実施計画承認申請書(様式第1号)に次の書類を添付し、知事へ提出するものとする。

- (1) 全体事業計画書(様式第2号)
- (2) 県産木材使用予定明細表(様式第3号、木質化を行う場合には併せて様式第3号-1)
- (3) 事前点検シート(様式第4号)
- (4) 事業の対象となる箇所配置図、平面図、立面図、軸組図及び梁伏せ図等(県産木材とその他を区別すること)
- (5) 建設業許可証の写し
- (6) 補助事業申請に係る同意書(様式第5号)
- (7) 建築基準法第6条に定める建築確認申請の写し(該当する場合)

2 知事は、前項に基づき事業実施計画承認申請書の提出があった場合には、内容を審査し、適当と認めるときには、予算の範囲内で様式第6号によりその承認と内示を行うものとする。

3 審査は先着順に行い、予算がなくなった時点で受付を終了する。

4 規則第4条の知事が定める申請書を提出できる時期は、事業実施計画の承認及び内示日から30日以内とする。

(申請内容の変更)

第7 施工の結果、県産木材の増量や県産木材購入金額の増額により補助対象経費の増額が生じても、当初補助金申請額の増額は認めない。

2 第6第2項に定める事業計画の承認及び内示を受けた後に、事業区分を変更することは認めない。

(実績報告及び事業の検査等)

第8 事業の実績報告及び検査等については、以下のとおりとする。

(1) 補助事業者は、事業が完了したときには、交付要綱第8条に定める書類を知事へ提出するものとする。なお、同第8条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

ア 全体事業実績書(様式第2号)

イ 県産木材使用実績明細表(様式第3号、木質化を行った場合には併せて様式第3号-1)

ウ 工事請負契約書及び支出証拠書類等の写し

エ 県産木材証明書及び合法木材証明書(明細書含む)の写し

オ 工事写真帳等(補助対象箇所について、施工中及び施工後の様子がわかるもの)

(2) 知事が命じた職員（検査員）は、前号に定める書類を受領したときには、書類の審査及び原則として行う現地確認により、事業の実施内容が適正か検査を行うものとする。

2 知事は、検査の結果、完成と認めた場合には、完成確認通知書（様式第7号）を補助事業者へ通知するものとする。

（関係書類の整備）

第9 補助事業者は、別紙3に掲げる書類を整備しておくものとする。

（施設等の管理）

第10 管理主体は、事業により設置した施設等については、事業の趣旨に即して適正に管理しなければならない。

2 管理主体は、施設の管理状況等を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更年月日等を記載した台帳を備えるものとする。

3 管理主体は、施設ごとに次に掲げる事項を含む管理規定を定めて適正な管理運営に努めるものとする。

(1) 目的

(2) 施設の種類、構造、規模、形式、数量等

(3) 施設の所在（設置場所）

(4) 管理責任者

(5) 利用者（使用者）の範囲

(6) 利用方法（使用方法）に関する事項

(7) 施設の保全及び償却に関する事項

(8) その他管理に必要な事項

4 事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1及び別表第2とし、やむを得ず耐用年数内に処分等を行う場合は、あらかじめ知事へ協議し、承認を得なければならない。

（管理主体等の取組）

第11 管理主体等は、補助対象施設内外の写真撮影や現地見学会など、県が行うPRに係る取組に協力するものとし、事業完了後遅滞なく、県産木材を使用した県の補助事業対象建築物であることを示す表示板等を、補助対象施設の見えやすい場所に設置するものとする。

2 管理主体等は、補助事業実施にあたって、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律」に基づき、県と木材利用促進協定を締結するものとする。

（事業の公表）

第12 知事は、補助対象施設の完成を確認した後に、必要に応じて事業内容を公表するものとする。

（補 則）

第13 この事業の実施については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところ

ろによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年度の事業から適用する。

事業区分	事業内容	事業実施主体 (補助事業者)	採択基準	補助金額の範囲
1 木造新築	新築又は増築する非住宅建築物の木造・木質化のために、県産木材の使用量に応じた経費を補助	県内に主たる営業所を有し、建築工事業又は大工工事業の建設業の許可を受けた法人格を有する事業者(県税に未納がないこと)	<p>・補助金交付の対象は、要領第5に定めるもののほか、次の各号の何れにも該当する非住宅木造建築物を建築する県内の建設業者とする。</p> <p>(1)構造耐力上主要な部分(基礎及び基礎杭を除く)に木材を用いて建築するもので、その内、土台、柱、横架材、斜材、小屋組等の部分に県産木材6m³以上を使用する建築物であること</p> <p>(2)この事業区分において木質化を併せて申請する場合には、内装に使用する県産木材の表面積が15m²以上であること</p> <p>(3)使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること</p> <p>(4)国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、補助制度に併用制限がなく、同じ県産木材で重複して補助金を受けることがないこと</p>	申請1件あたり500万円を上限とする(木造新築と木質化を併せて行う場合も同様とするが、木質化に係る補助金額は300万円を上限とする)。ただし、定額で算出した金額と購入金額のうち低い額とする。補助金額は、千円未満を切り捨てる。
2 木質化	非住宅建築物の木質化のために、県産木材の使用量に応じた経費を補助	県内に主たる営業所を有し、建築工事業又は大工工事業の建設業の許可を受けた法人格を有する事業者(県税に未納がないこと)	<p>・補助金交付の対象は、要領第5に定めるもののほか、次の各号の何れにも該当する非住宅建築物を木質化する県内の建設業者とする。</p> <p>(1)県産木材2m³以上を使用し、見えるよう使用した内装を30m²以上施工すること</p> <p>(2)使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること</p> <p>(3)国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、補助制度に併用制限がなく、同じ県産木材で重複して補助金を受けることがないこと</p>	申請1件あたり300万円を上限とする。ただし、定額で算出した金額と購入金額のうち低い額とする。補助金額は、千円未満を切り捨てる。

※同一施設における申請は、木造新築か木質化のどちらかとし、1回のみとする(木造新築後、次年度以降に木質化の申請はできない)。

別紙2（第5関係）

1 学校 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第1条に規定する施設
2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設 1に同じ
3 病院又は診療所 1に同じ
4 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設 1に同じ
5 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設 1に同じ
6 公共交通機関の施設 1に同じ
7 劇場、観覧場、映画館及び演芸場 興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に指定する興行場
8 ホテル及び旅館 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館・ホテル営業の用に供される施設
9 公衆浴場 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場
10 金融機関等 (1)銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他営業所 (2)日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第4項に規定する郵便局
11 飲食店 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業施設に該当しない施設
12 物品販売業又はサービス業を営む店舗 11に同じ
13 事務所
14 その他 上記1～13に定める施設のほか、知事が認める施設

別紙3（第9関係）

1 会計関係書類

- (1) 金銭又は現金出納簿
- (2) 収入・支出整理簿

2 証拠書類

見積書、請求書、納品書、入出金伝票、領収書、借用証書等

3 契約関係書類

完了確認関係書類（入札顛末書、請負（委託）契約書、施工写真（成果品）、工事打合簿、合法木材証明書、県産木材証明書、管理規定等

4 台帳関係

財産管理台帳

令和 年 月 日

長崎県知事 様

郵便番号

補助事業者 住 所

名 称

代表者 職・氏名

令和 年度 ながさ木ウッドチェンジ事業 事業実施計画承認申請書

ながさ木ウッドチェンジ事業実施要領第6第1項の規定に基づき、事業実施計画申請書を提出します。

記

○添付書類

- (1) 全体事業計画書
- (2) 県産木材使用予定明細表
- (3) 事前点検シート
- (4) 補助事業申請に係る同意書
- (5) その他

発行責任者	〇〇	〇〇	(連絡先)
発行担当者	〇〇	〇〇	(連絡先)
メールアドレス				

ながさ木ウッドチェンジ事業 全体事業(計画・実績)書

1 事業の目的

--

2 事業計画の内容

区分	実施内容			備考
木造新築				
木質化				
事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	補助対象施設の 使用開始予定時期	令和 年 月 日	
施主(建築主)				
管理主体				
建設地 (登記簿上)				
補助対象施設 の用途		補助対象施設 の延床面積	m ²	
県産木材の 使用計画	利用 割合	①木材の総使用量(様式第3号(a)) ※構造耐力上主要な部分	m ³	
		②県産木材の総使用量(様式第3号(b)) ※構造耐力上主要な部分	m ³	
		③県産木材使用率(②/①) × 100	%	
	④県産木材を使用 した内装表面積 (様式第3号一(c))	m ²	県産木材を使用した内装箇所:	
	⑤内装の県産木材 の使用量	m ³	⑥全体木材使用量 (①+⑤+その他木材)	m ³
他補助金 申請	ある・なし <input checked="" type="radio"/>	補助金名	補助額	
設計者	会社名			
	住所			
	担当者氏名			
	電話番号			

※構造耐力上主要な部分とは、基礎及び基礎杭を除く、土台、大引、柱(間柱を除く)、横架材(桁、梁類)、斜材(筋かい、火打材類)、小屋組(小屋束、棟木、母屋、垂木類)の部分等の木材のことをいう。

※面積については、延面積を記載。

3 事業費

事業区分	内容	木材 使用量 (m ³)	うち 県産木材 使用量 (m ³)	県産木材 を使用した 内装表面積 (m ²)	定額経費 (円)	購入金額 (円・税抜)	備考
木造新築	木造新築						
	木質化						
木質化	木質化						
計							

※木材使用量(m³)は小数第4位止め、第5位以下四捨五入

4 県補助金査定結果

事業区分	補助金額(円)	備考	県記入欄
木造新築			※補助事業者は 記入しない
木質化			
計			

※補助金額は千円未満切捨て

5 収支内訳

事業区分	補助対象経費 (円)	事業費負担区分			
		県補助金	自己負担	その他	備考
木造新築					
木質化					
計					

県産木材使用予定(実績)明細表

番号	部分の種別	樹種	寸法			単材積 (m ³)	数量 (本数等)	材積(m ³)		備考
			幅 (mm)	高さ (mm)	長さ (mm)			計	うち 県産木材	
1						0.0000		0.0000		
2						0.0000		0.0000		
3						0.0000		0.0000		
4						0.0000		0.0000		
5						0.0000		0.0000		
6						0.0000		0.0000		
7						0.0000		0.0000		
8						0.0000		0.0000		
9						0.0000		0.0000		
10						0.0000		0.0000		
11						0.0000		0.0000		
12						0.0000		0.0000		
13						0.0000		0.0000		
14						0.0000		0.0000		
15						0.0000		0.0000		
合計								0.0000		

(a) (b)

(注)構造耐力上主要な部分(基礎及び基礎杭を除く)の内、土台、大引、柱(間柱を除く。)、横架材(桁、梁類)、斜材(筋かい、火打材類)、小屋組(小屋束、棟木、母屋、垂木類)の部分等の木材使用(予定)量を種別ごとに記載し、その部材がJAS材であれば備考欄に“JAS”と記載すること。

(注)材積(m³)の計算は、単材積(小数第4位止め、第5位以下四捨五入)×数量とする。

(注)木質化部分については別業とすること。

※行が不足する場合は、適宜追加すること。

※県産木材使用予定明細表については、設計担当者により原本と相違ないことの証明を受けること。

 上記の内容について、相違ないことを証明します。

設計事務所

 設計担当者氏名

県産木材使用予定(実績)明細表(木質化)

部屋名等	部位	計算式(仕上面積)
		小計 m ²
合計(c)		m ²

※県産木材箇所の仕上面積(実面積)を計算し、その計算式を記入すること。

※建具等の開口部の面積は除くこと。ただし、照明スイッチや換気口等の1ヶ所当たり0.1m²未満の開口はこの限りでない。

※化粧張については、木材の一面(広い面)のみの面積を計上すること(構造材として計上している部材は除く)。

※合計(実面積等)が、木造新築では15m²、木質化では2m³及び30m²に満たない場合には、事業の対象とならないため注意すること。

※行が不足する場合は、適宜追加すること。

様式第4号（第6関係）

事前点検シート

区分	内 容	確認結果 (チェック)
共 通	補助事業者は建設業許可事業者である。	
	管理主体の同意がある。	
	補助の対象となる建物である。	
	補助の対象となる延床面積以上である。	
	合法木材の証明を取得できる。	
	県産木材証明を取得できる。	
	事業実施後の管理体制等が整っている。	
	管理主体が県と木材利用促進協定を締結予定である。	
	事業実施に当たり、関係諸法規等の届出や許可等の手続きが行われている。もしくは確実である。	
木造新築	県産木材を6m ³ 以上使用している。	
	対象となる期限までに完成する計画である。	
	木質化併用の場合、県産木材が15m ² 以上見える施工である。	
木質化	県産木材を2m ³ 以上使用している。	
	県産木材が30m ² 以上見える施工である。	

令和 年 月 日

長崎県知事 様

住 所

施主（建築主）
又は管理主体

代表者 職・氏名

ながさ木ウッドチェンジ事業申請への同意書

私が建築（木質化）する物件に対し、下記の者が 年度ながさ木ウッドチェンジ事業への補助金交付申請を行うことについて同意します。

記

物件の所在地（登記簿上）

補助金申請者

住所又は所在地

補助事業者

代表者 職・氏名

発行責任者	〇〇 〇〇	(連絡先)
発行担当者	〇〇 〇〇	(連絡先)
メールアドレス		

番 号
令和 年 月 日

補助事業者 様

長崎県知事

令和 年度 ながさ木ウッドチェンジ事業 事業実施計画
の承認及び同事業費補助金の内示について

令和 年 月 日付けで申請がありました令和 年度 ながさ木ウッド
チェンジ事業 事業実施計画承認申請書については、これを承認し、標記事業費補助金を
下記のとおり内示します。

なお、補助金交付申請書を令和 年 月 日までに提出してください。

記

ながさ木ウッドチェンジ事業

事業区分	補助対象経費 (円)	内 示 額 (円)	備 考
木造新築			
木質化			
計			

完成確認通知書

番号

令和 年 月 日

補助事業者 様

長崎県知事

ながき木ウッドチェンジ事業実施要領第8第1項第2号により検査を実施し、
完成を確認しましたので、同第2項により下記のとおり通知します。

記

- 1 事業の内容
- 2 区 分
- 3 建築物の所在地
- 4 県産木材の使用量 m^3
- 5 補助対象事業費 円
- 6 補助金交付決定額 円
- 7 完成確認検査日 令和 年 月 日
- 8 県検査者